

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p><b>第十七条～第十九条</b> [略]</p> <p><b>(役員の欠格事由)</b></p> <p><b>第二十条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>二 <u>破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>三 <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</u></p> <p>四 <u>この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</u></p> <p>五 <u>暴力団の構成員等</u></p> <p>六 <u>第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者</u></p> <p><b>第二十一条～第二十三条</b> [略]</p> | <p><b>第十七条～第十九条</b> [略]</p> <p><b>(役員の欠格事由)</b></p> <p><b>第二十条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>二 <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</u></p> <p>三 <u>この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</u></p> <p>四 <u>暴力団の構成員等</u></p> <p>五 <u>第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者</u></p> <p>六 <u>心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</u></p> <p><b>第二十一条～第二十三条</b> [略]</p> |

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p><b>(意見聴取)</b></p> <p><b>第四十三条の二</b> 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について<u>第二十条第五号</u>に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p><b>(所轄庁への意見)</b></p> <p><b>第四十三条の三</b> 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について<u>第二十条第五号</u>に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> <p><b>第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第一節 認定特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第四十四条～第四十五条</b> [略]</p> | <p><b>(意見聴取)</b></p> <p><b>第四十三条の二</b> 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について<u>第二十条第四号</u>に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p><b>(所轄庁への意見)</b></p> <p><b>第四十三条の三</b> 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について<u>第二十条第四号</u>に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> <p><b>第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第一節 認定特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第四十四条～第四十五条</b> [略]</p> |

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(情報の提供等)</p> <p><b>第七十二条～第七十三条</b> 〔略〕</p> <p><u>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)</u></p> <p><b>第七十四条</b> 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、<u>第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。</u></p> <p><b>第七十五条～第七十六条</b> 〔略〕</p> | <p>(情報の提供等)</p> <p><b>第七十二条～第七十三条</b> 〔略〕</p> <p><u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)</u></p> <p><b>第七十四条</b> 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、<u>第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。</u></p> <p><b>第七十五条～第七十六条</b> 〔略〕</p> |

| 改正前                         | 改正後   |
|-----------------------------|---|
| <p><b>第十三条～第十六条</b> [略]</p> | <p><b>第十三条～第十六条</b> [略]</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則 (抄)</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百九条、第二百一条、第二百三条、第三十三條、第三十五條、第三十八條、第三十九條、第六十一条から第六十三條まで、第六十六條、第六十九條、第七十條、第七十二條（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第七十三條並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三條から第二十九條までの規定</u> 公布の日から起算して六月を経過した日</p> <p><b>(行政庁の行為等に関する経過措置)</b></p> <p><b>第二条</b> この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。</p> <p><b>(罰則に関する経過措置)</b></p> <p><b>第三条</b> この法律の施行前とした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>別表（第二条関係） [略]</p> | <p><u>（検討）</u></p> <p><b>第七条</b> 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p> <p>別表（第二条関係） [略]</p> |
|----------------------|---|

[62 頁]

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p><b>3 特定非営利活動促進法施行規則</b>（平成二十三年内閣府令第五十五号）<br/>平成 23 年 10 月 14 日 公布</p> <p><b>第一章 特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第一条～第三条</b> [略]</p> <p><b>第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第一節 認定特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第四条～第五条</b> [略]</p> | <p><b>3 特定非営利活動促進法施行規則</b>（平成二十三年内閣府令第五十五号）<br/>平成 23 年 10 月 14 日 公布</p> <p><b>第一章 特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第一条</b> [略]</p> <p><b>第二条</b> [略]</p> <p><u>（役員の欠格事由のうち内閣府令で定める者）</u></p> <p><b>第二条の二</b> 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p><b>第三条</b> [略]</p> <p><b>第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第一節 認定特定非営利活動法人</b></p> <p><b>第四条～第五条</b> [略]</p> |

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p><b>附 則</b><br/><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。(以下、略)</p> <p><b>附 則〔平成二八年三月三十一日内閣府令第二二号〕</b></p> <p>この府令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成二九年一月三十一日内閣府令第一号〕</b></p> <p>この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律〔平成二八年六月法律第七〇号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和元年六月二七日内閣府令第一五号）</b></p> <p>この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。</p> <p>(様式略)</p> | <p><b>附 則</b><br/><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。(以下、略)</p> <p><b>附 則〔平成二八年三月三十一日内閣府令第二二号〕</b></p> <p>この府令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成二九年一月三十一日内閣府令第一号〕</b></p> <p>この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律〔平成二八年六月法律第七〇号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和元年六月二七日内閣府令第一五号）</b></p> <p>この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則〔令和元年一月二九日内閣府令第四二号〕</b></p> <p><u>この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。</u></p> <p>(様式略)</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |  |